ACSES ニュースレター_２１８４号（2021 年 9 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・流出油 388 キロリットル、青森　座礁貨物船から抜き取り完了〈Web 報道〉
・人とシステム、判断が対立したら…　事故から見えた自動運転の課題〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・傾斜地の太陽光パネル落下、土砂崩れなどで多発…規制強化へ〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部改正
◇経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 71 号）〈官報〉
◇エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（経済産業省告示第 206 号）〈官報〉
[4] 健康安全
◇たばこと健康 運転中の喫煙、事故死率１・５４倍〈Web 報道〉
[5] 医薬品
◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 345 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 346 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 161 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 349 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 350 号）〈官報〉
◇放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 352 号）〈官報〉
[6] 温暖化対策関係
◇NTT 光技術で 2040 年度までに温室効果ガス排出量 実質ゼロ目標〈放送報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件　[公募結果、意見募集結果]　３件
[8] その他省庁発表　４件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　２件

瑠璃茉莉（ルリマツリ、プルンバゴ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・流出油 388 キロリットル、青森　座礁貨物船から抜き取り完了

＜共同通信　2021 年 9 月 26 日＞　https://nordot.app/814731983996600320?c=39546741839462401

　青森県八戸市の八戸港沖でパナマ船籍の貨物船「クリムゾン　ポラリス」（3 万 9910 トン）が座礁し燃料の重油などが流出した事故で、船舶管理会社の美須賀海運（愛媛県四国中央市）は 26 日、油の総流出量が推定約 388 キロリットルに上ると発表。同日までに、ほぼ水没した船尾部に残る油の抜き取りを終えたと明らかにした。

　事故は 8 月 11 日に発生。船体が真っ二つに割れ、漏れ出た油や積み荷の木材チップが青森県内沿岸部の 4 市町村に漂着した。船首部は 9 月 11 日に油の抜き取りを終え、広島県の業者に引き渡された。船尾部も今後、撤去する方針だ。

・人とシステム、判断が対立したら…　事故から見えた自動運転の課題

＜朝日新聞　2021 年 9 月 26 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP9T574ZP92UTIL02C.html?iref=comtop_7_06

□***大災害、原発事故対策***

[大災害対策]

・傾斜地の太陽光パネル落下、土砂崩れなどで多発…規制強化へ

＜読売新聞　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210926-OYT1T50132/

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・ワクチン接種証明書の「写し」の提出についてを更新しました。

＜厚生労働省　2021年9月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xzwgBcZG91ag0ZFVY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2021年9月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7ikgULCc9IkVRPRY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月27日版）

＜厚生労働省　2021年9月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2h0UZISowL0hcIBY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021年9月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_zgxQaGN5ZgEV-VY

◇マスコミ報道　見出し

・緊急事態宣言と重点措置 30 日で全解除の方針 きょう正式決定へ

＜NHK　2021 年 9 月 28 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210928/k10013279441000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004

・入国者の検疫施設待機 ワクチン接種で一部除き来月以降免除へ

＜NHK　2021 年 9 月 28 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210928/k10013279521000.html??utm_int=news-new_contents_latest_004

・シンガポール ワクチン接種 80％超も 感染増加で再び規制を強化

＜NHK　2021 年 9 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210928/k10013279591000.html

---

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年9月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V6ywlVbWZ8YwQQnFY
・医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System
＜厚生労働省　2021年9月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-QIeO_h4yWie76ZrY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・コロナ軽症用二つ目の治療薬「ソトロビマブ」を特例承認　厚労省
＜朝日新聞　2021年9月27日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9W4DW9P9WULBJ003.html

・コロナなどの新薬候補を超高速で予測　九州大などのチームがAI開発
＜朝日新聞　2021年9月27日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/6a936b720818ab7012ac1dfbfe23d226541b40cb

・飲み薬のスピード開発、コロナ収束のカギ　世界が注視
＜日経新聞　2021年9月27日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC107TD0Q1A910C2000000/

・<u>新型コロナ 抗原検査キット 薬局で販売へ みずから検査可能に</u>
＜NHK　2021年9月28日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210927/k10013279201000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001
30分程度で結果が分かる新型コロナウイルスの抗原検査キットについて、厚生労働省は体調が気になる場合に自宅などでみずから検査を行えるようにするため、薬局での販売を特例的に認めることになりました。
抗原検査キットについて、厚生労働省はこれまで医療現場などでの使用を認めていましたが、27日以降、一般の人を対象に薬局での販売を特例的に認めることになりました。
体調が気になる場合に自宅などでみずから検査を行えるようにするためだとしています。
鼻に綿棒を入れて検体を採取し、検査を行うと、15分から30分程度で結果が分かります。
ただ、ウイルスの量が少ない場合、感染しているにもかかわらず陰性の結果が出る「偽陰性」のリスクがあるため、結果が陰性だった場合でもマスクの着用といった感染対策を続ける必要があります。
また、陽性となった場合は、医療機関を受診する必要があります。
自宅などで使用するため国の承認を受けた抗原検査キットを購入できるようになるのは初めてで、厚生労働省は「早期に陽性者を発見し確実な医療機関の受診につなげたい」としています。

抗原検査キット 薬局販売の経緯

抗原検査キットは、これまでもインターネットなどで販売されていましたが、これらは「研究用」と呼ばれる製品でした。
厚生労働省が承認したものではなく、精度なども不確かだとして一般の人が感染の有無を調べる目的で使用すべきではないとされていました。
これに対し、厚生労働省が承認した抗原検査キットは「医療用」とされ、医療機関などでの使用が進められてきましたが、一般の人が購入することはできませんでした。
こうした中、今回、感染者を早期に発見し、確実に医療機関への受診につなげるためとして、承認を受けた医療用の抗原検査キットのうち15のキットについて、薬局での販売が認められました。
これらは医薬品医療機器法の「薬局医薬品」に該当し、適正な使用を確保する必要があるため薬局は、販売した数量や日時などの記録を2年間保存することが求められます。
検査の結果、陽性であった場合は医療機関を受診することや陰性であっても偽陰性の可能性があるため、マスクの着用といった感染対策を続けることなどを説明する必要があります。
ウイルス量が少ない場合は感染していても陽性とならないため、無症状の人が検査することは推奨されていませ

ん。
また、症状が出てから薬局に訪れることは感染対策上、避ける必要があるため、希望する人は健康なときにあらかじめ購入しておくことが想定されているということです。

専門家「検査の特徴を理解し 正しく使うことが重要」

感染症対策に詳しい国際医療福祉大学の松本哲哉教授は「必要な人が早めに検査できることはよいことだが、抗原検査では感染していてもウイルス量が少ないと陰性となることがあり、結果を100%信じ込んでしまうと誤った判断につながるおそれもある。本当は感染しているのに検査で陰性となった場合、数日たつとウイルス量が増加していて人に感染させる可能性もあり、数日前に行った検査の結果を提出するといった使い方は有効とは言い難い。検査の特徴を理解して、正しく使うことが重要だ」と指摘しています。

****

[3] *フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部改正*

◇経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第71号）

［官報］ 令和3年9月27日 号外 第218号 69～70頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180069f.html

〇経済産業省令第71号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和3年9月27日　　経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）
第三条　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。
表一
<table>
<tr><td rowspan="2">エアコンディショナー</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分</td><td>六百台（ただし、<u>中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台。ビ</u></td></tr>
</table></td><td>（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）
第三条　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。
表一
<table>
<tr><td rowspan="2">エアコンディショナー</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分</td><td>六百台（ただし、<u>中央方式エアコンディショナー（冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させること</u></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	ル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台）		における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	により空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。以下同じ。）のうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台）
	［略］	［略］		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
備考 一　この表及び表二において「中央方式エアコンディショナー」とは、冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。 二　この表及び表二において「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。				［新設］	

表２

一～五［略］ 六　ビル用マルチエアコンディショナーであって、次に掲げるもの イ　既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの ロ　冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの ハ　外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの ニ　水を熱源とする構造のもの 七～十一［略］	一～五　［略］ 六　分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの 七～十一　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年三月二十七日から施行する。

◇エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（経済産業省告示第206号）

［官報］　令和３年９月27日　号外　第218号　93～94頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180093f.html

****

[4] ***健康安全***

◇たばこと健康 運転中の喫煙、事故死率１・５４倍

＜産経ニュース　2021年9月27日＞

https://www.sankei.com/article/20210927-BJWV4L4ESFPUVNZ7LFHWQPOYLE/

交通事故は、当事者だけでなく周囲の人々をも突然の悲劇に引き込む。２１年前の平成１２年には全国で９５万件近い交通事故が発生し、９千人近い人が亡くなっている。悲劇を減らすため、道路交通法改正、道路の改良、信号機設置などの交通環境の改善や車の安全装備の開発などが行われてきた。そのかいもあって、表に示すように、２０年後の昨年だと交通事故件数は約３１万件、死者数は３千人を下回るまでに減少した。とはいえ、依然として３７万人を超える死傷者が発生している。

交通事故死に関連して、東北大学から注目すべき研究結果が報道発表（東北大学プレスリリース平成３０年７月４日）された。それによると、茨城県内の基本健康診査受診者９万７千人余りを平成５年から２０年間追跡調査した結果、たばこを１日２０本以上吸う男性は、たばこを吸わない人と比較して交通事故で死亡する危険性が１・５４倍高いという。女性については喫煙者が少なく、同期間内に喫煙者の死亡交通事故も発生しなかったため、統計解析はできなかったとある。

運転中の携帯電話使用は道路交通法で禁止されているが、喫煙についての規制はない。だがイギリス、イタリア、台湾などでは運転中の喫煙は禁止されている。日本でも運転中の喫煙を禁止すべきとの意見もある。ある資料によると、たばこに火をつける動作は携帯電話の操作の倍以上の時間がかかるとある。

グラフは時速と１、２、５秒間で進む距離を示したものである。たばこを１本取り出し、口にくわえ、火をつける動作を５秒でできたとしても、グラフに示すように、時速１００キロで走れば約１４０メートルも進む。その間はたばこに注意が集中し、前方注視もおろそかになる危険な行為である。落としたたばこを拾おうとして事故を起こした事例も少なくない。

たばこの先端から立ち上る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出した煙（呼出煙）を吸わされる受動喫煙を、２次喫煙という。加熱式たばこでは副流煙はないかもしれないが、呼出煙は発生するため、２次喫煙は避けられない。産業医科大学の大和浩教授の研究によると、喫煙者の呼気からは喫煙終了後、４０分以上にわたり有害物質が検出されるという。この研究報告を受けて、筆者の勤務する大学でも「４５分ルール」を設け、喫煙後４５分間のエレベーター利用や面談などを禁止した。客待ちのタクシー運転手がたばこを吸うことも止めたほうがいいと考える。

車内で喫煙する人の車はたばこ臭い。これは、たばこの煙に含まれるタールなどが車室の内面やエアコンのフィルタに付着し、そこから発生する揮発成分によるものだ。このような、たばこの煙の付着物から発生した成分への暴露を３次喫煙というが、これも立派な受動喫煙だ。

運転中の喫煙は事故の危険性を高めるうえ、車の中での喫煙は同乗者に望まない受動喫煙を強制することになる。たばこを吸うドライバーには安全運転と同乗者の受動喫煙防止のためにも、禁煙をお勧めしたい。

◇

■令和２年の交通事故件数と死傷者数

事故種別	事故件数	死傷者数
死亡事故	２７８４	２８３９
重傷事故	２万６４４８	２万７７７４
軽傷事故	２７万９９４６	３４万１７０２

合計　　３０万９１７８　　３７万２３１５
※令和２年中の交通事故の発生状況（警察庁交通局、Ｒ３年２月）より
****

[5] *医薬品等*

◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 345 号）

［官報］ 令和３年９月 27 日　本紙　第 582 号　４頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927h00582/20210927h005820004f.html

○厚生労働省告示第 345 号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月 27 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一～四十七　（略）	一～四十七　（略）
四十八　（略）	四十八　塩化ラジウム滾及びその製剤（^{223}RA）
四十九　エンホルツマブ　ベドチン及びその製剤	（新設）
五十　（略）	四十九　１－（５－オキソ－Ｌ－プロリル－Ｌ－ヒスチジル－Ｌ－トリプトフイル－Ｌ－セリル－Ｌ－チロシル－Ｏ－第三ブチル－Ｄ－セリル－Ｌ－ロイシル－Ｌ－アルギニル－Ｌ－プロリル）セミカルバジド（別名ゴセレリン）、その塩類及びそれらの製剤
	五十～百二十　（略）
五十一～百二十一　（略）	百二十一　セツキシマブ　サロタロカンナトリウム及びその製剤
百二十二　（略）	（新設）
百二十三　セルベルカチニブ及びその製剤	百二十二　セルモロイキン及びその製剤
百二十四　（略）	百二三～二百四　（略）
百二十五～二百六　（略）	二百五　Ｎ－｛（２Ｓ）－２－［（モルホリン－４－イルアセチル）アミノ］－４－フェニルブタノイル｝－Ｌ－ロイシル－Ｌ－フェニルアラニン－Ｎ－｛（２Ｓ）－４－メチル－１－［（２Ｒ）－２－メチルオキシラン－２－イル］－１－オキソペンタン－２－イル｝　アミド（別名カルフイルソミブ）及びその製剤
二百七　（略）	
二百八　三－ヨードベンジルグアニジン（131I）及びその製剤	（新設）
二百九　（略）	二百六　ラムシルマブ及びその製剤
二百十～二百三十二　（略）	二百七～二百二十九　（略）

◇厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 346 号）

［官報］ 令和３年９月 27 日　本紙　第 582 号　４頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927h00582/20210927h005820004f.html

○厚生労働省告示第 346 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六

十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月27日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。 一～四　　（略） 五　ダルバドストロセル	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。 一～四　　（略） （新設）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第161号）

［官報］　令和３年９月27日　号外　第218号　67～69頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180067f.html

○厚生労働省令第161号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年９月27日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～五の八　（略） 五の九　（略） 五の十　アニフロルマブ及びその製剤 五の十一　（略） 五の十二　アバルグルコシダーゼアルファ及びその製剤 五の十三　（略） 五の十四　（略） 五の十五　アブロシチニブ及びその製剤 五の十六　（略） 五の十七～五の七十五　（略） 六～十三の二十三　（略） 十三の二十四　（略）	別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～五の八　（略） 五の九　アテゾリズマブ及びその製剤 （新設） 五の十 アバタセプト及びその製剤 （新設） 五の十一 アフリベルセプト及びその製剤 五の十二 アフリベルセプトベータ及びその製剤 （新設） 五の十三 アベルマブ及びその製剤 五の十四～五の七十二　（略） 六～十三の二十三　（略） 十三の二十四　エンド－３・９－ジメチル－３・９－ジアザビシクロ［３・３・１］ノン－７－イル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキシアミド（別名インジセトロン）、その塩類及びそれらの製剤

十三の二十五　エンホルツマブベドチン及びその製剤	(新設)
十三の二十六　(略)	十三の二十五　５－オキソ－Ｌ－プロリル－Ｌ－ヒスチジル－Ｌ－トリプトフイル－Ｌ－セリル－Ｌ－チロジル－Ｏ－第三ブチル－Ｄ－セリル－Ｌ－ロイシル－Ｌ－アルギニル－Ｎ－エチル－Ｌ－プロリンアミド(別名ブセレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 ⑴・⑵　(略)
十三の二十七～十三の三十　(略)	十三の二十六～十三の二十九　(略)
十四～二十の四　(略)	十四～二十の四　(略)
二十の五　(略)	二十の五　グルカゴン及びその製剤
二十の六　グルカルピダーゼ及びその製剤	(新設)
二十の七　(略)	二十の六　グルタルアルデヒド(別名グルタラール)及びその製剤。ただし、グルタルアルデヒド〇・〇八％以下を含有する体外診断薬を除く。
二十一～三十八の二十　(略)	二十一～三十八の二十　(略)
三十八の二十一　(略)	三十八の二十一　５・６－ジヒドロ－７－ヨード－(^{123}Ｉ)－５－メチル－６－オキソ－４Ｈ－イミダゾ[１・５－ａ][１・４]ベンゾジアゼピン－３－カルボン酸エチルエステル(別名イオマゼニル(^{123}Ｉ)を含有する製剤
三十八の二十二　ジフアミラスト及びその製剤。ただし、一ｇ中にジフアミラスト一〇㎎以下を含有する外用剤を除く。	(新設)
三十八の二十三　(略)	三十八の二十二　４・５－ジフエニル－２－オキサゾールプロピオン酸(別名オキサプロジン)及びその製剤
三十八の二十四　(略)	三十八の二十三　(略)
三十九～五十九の九　(略)	三十九～五十九の九　(略)
五十九の十　(略)	五十九の十セルトリズマブペゴル及びその製剤
五十九の十一　セルペルカチニブ及びその製剤	(新設)
五十九の十二　(略)	五十九の十一　セルリポナーゼアルフア及びその製剤
五十九の十三～五十九の十五　(略)	五十九の十二～五十九の十四　(略)
六十～百三十三の八　(略)	六十～百三十三の八　(略)
百三十三の九　(略)	百三十三の九　11－ヨード－10－ウンデシン酸及びその製剤。ただし、11－ヨード－10－ウンデシン酸０・５％以下を含有する外用剤を除く。
百三十三の十　３－ヨードベンジルグアニジン(^{131}Ｉ)及びその製剤	(新設)
百三十四　(略)	百三十四　ヨードホルム
百三十四の二　(略)	百三十四の二　(略)
百三十四の三　(略)	百三十四の三　ラニビズマブ及びその製剤
百三十四の四　ラニビズマブ(遺伝子組換え)[ラニ	(新設)

ビズマブ後続一]及びその製剤 百三十四の五　(略) 百三十四の六～百三十四の十　(略) 百三十五・百三十六　(略)	百三十四の四　ラブリズマブ及びその製剤 百三十四の五～百三十四の九　(略) 百三十五・百三十六　(略)
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～五十　(略) 五十一　(略) 五十二　エンホルツマブベドチン及びその製剤 五十三　(略) 五十四～百二十　(略) 百二十一　(略) 百二十二　セルペルカチニブ及びその製剤 百二十三　(略) 百二十四～二百四　(略) 二百五　(略) 二百六　３－ヨードベンジルグアニジン(^{131}I)及びその製剤 二百七　(略) 二百八～二百十一　(略)	**別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～五十　(略) 五十一　塩化ラジウム(^{223}Ra)及びその製剤 (新設) 五十二　オビヌツズマブ及びその製剤 五十三～百十九　(略) 百二十　セツキシマブサロタロカンナトリウム及びその製剤 (新設) 百二十一　セルモロイキン及びその製剤 百二十二～二百二　(略) 二百三　溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したもの及びその製剤 (新設) 二百四　ラムシルマブ及びその製剤 二百五～二百八　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 349 号）

［官報］　令和３年９月 27 日　号外　第 218 号　84 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180084f.html

○厚生労働省告示第 349 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省告示第二百九号)の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月 27 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤(体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)を除く。) (1)～(8)　(略) (9)　(略) (10)　アニフロルマブ(遺伝子組換え)	別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤(体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)を除く。) (1)～(8)　(略) (9)　アテソリズマプ（遺伝子組換え） (新設)

(11)　(略) (12)　アバルグルコシダーゼ　アルファ(遺伝子組換え) (13)　(略) (13)～(22)　(略) (23)　(略) (24)　アンデキサネツト アルファ(遺伝子組換え) (25)　(略) (26)～(68)　(略) (69)　(略) (70)　エンホルツマブ　ベドチン(遺伝子組換え) (71)　(略) (72)～(307)　(略) ２～４　(略)	(10)　アバタセプト（遺伝子組換え） (新設) (11)　アバルグルコシダーゼ　アルファ(遺伝子組換え) (12)～(20)　(略) (21)　アンチトロンビン　カンマ（遺伝子組換え） (新設) (22)　イキセキズマブ（遺伝子組換え） (23)～(65)　(略) (66)　エロツズマブ（遺伝子組換え） (新設) (67)　黄熱ワクチン (68)～(303)　(略) ２～４　(略)

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 350 号）

［官報］　令和３年９月 27 日　号外　第 218 号　84～85 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180084f.html

○厚生労働省告示第 350 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省告示第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月 27 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
次に掲げる医薬品(もっぱら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接氏用されることのないものを除く。) 一～七　(略) 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 ⑴～(49)　(略) (50)　(略) (51)　アバコパン (52)　(略) (53)～(59)　(略) (60)　(略)	次に掲げる医薬品(もっぱら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接氏用されることのないものを除く。) 一～七　(略) 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 ⑴～(49)　(略) (50)　アバカビル (新設) (51)　アパルタミド (52)～(58)　(略) (59)　アフロクアロン

(61)　アブロシチニブ	(新設)
(62)　(略)	(60)　アベマシクリブ
(63)～(435)　(略)	(61)～(433)　(略)
(436)　(略)	(434)　ジピリダモール
(437)　ジファミラスト	(新設)
(438)　(略)	(435)　シプロフロキサシン
(439)～(524)　(略)	(436)～(521)　(略)
(525)　(略)	(522)　セルトラリン
(526)　セルペルカチニブ	(新設)
(527)　(略)	(523)　セレキシパグ
(528)～(1185)　(略)	(524)～(1181)　(略)
九　(略)	九　(略)

◇放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 352 号）

［官報］　令和３年９月 27 日　号外　第 218 号　89 ～92 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180089f.html

○厚生労働省告示第 352 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月 27 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第３　一般試験法	第３　一般試験法
(略)	(略)
１～６　(略)	１～６　(略)
７　試薬・試液、標準液	７　試薬・試液、標準液
(略)	(略)
１－オクタンスルホン酸ナトリウム溶液、0.5mol/L	１－オクタンスルホン酸ナトリウム溶液、0.5mol/L
(略)	(略)
オクチルシリル化シリカゲル、薄層クロマトグラフィー用　薄層クロマトグラフィー用に製造したもの。	(新設)
オクチルシリル化シリカゲル、薄層クロマトグラフィー用（蛍光剤入り）　薄層クロマトグラフィー用オクチルシリル化シリカゲルに蛍光剤を加えたもの。	(新設)
オクトキシノール　(略)	オクトキシノール　(略)
(略)	(略)
硫酸３－ヨードベンジルグアニジン　$(C_8H_{10}IN_3)_2 \cdot H_2SO_4$ 白色の、結晶又は結晶性の粉末である。105℃で４時間乾燥したものに対し、含量 98.0%以上。	硫酸３－ヨードベンジルグアニジン　$(C_8H_{10}IN_3)_2 \cdot H_2SO_4$ 白色の、結晶又は結晶性の粉末である。水に溶けにくい、含量 98.5%以上。融点 164～168℃。
確認試験	(新設)
赤外吸収スペクトル　本品をメタノールに溶かした後、メタノールを蒸発し、残留物につき赤外吸収スペクトル測定法のＡＴＲ法により測定するとき、波数 1672cm^{-1}、1628cm^{-1}、1592cm^{-1}、1567cm^{-1}、1456cm	

$^{-1}$、1421cm^{-1}、1348cm^{-1}、1208cm^{-1}、1065cm^{-1}、772cm^{-1}及び 614cm $^{-1}$付近に吸収を認める。 （略） 第４　医薬品各条 １～５　（略） ６　クリプトン（^{81m}Ｋｒ）ジェネレータ 本品は、ジェネレータ剤で、ルビジウム 81 を水酸化ルビジウムの形で、適当なカラムに充填した強酸性の陽イオン交換樹脂に吸着させ、これにクリプトン（^{81m}Ｋｒ）吸入用ガスを溶出させるために必要な装置及び不必要な被ばくを避けるための十分な遮へい装置を合わせたものである。 本品のカラムに加湿した酸素又は空気を通じることによりクリプトン（^{81m}Ｋｒ）吸入用ガスを溶出することができる。 本品中に含まれるルビジウム 81 とクリプトン 81m が放射平衡にあるとき、本品の使用方法により本品から溶出されるクリプトン（81°Ｋｒ）吸入用ガスは、定量するとき、検定日時において、ルビジウム 81 の表示された放射能の 80～120%を含む。 製法 本品は、適当なカラムに適当量の陽イオン交換樹脂を充填し、精製した水酸化ルビジウム(^{81}Rb)液を加えて吸着させ、注射用水でよく洗った後、その他の装置と合わせ、ジェネレータ剤の製法により生成より製する。 (削る)	(略) 第４　医薬品各条 １～５　（略） ６　クリプトン（^{81m}Ｋｒ）ジェネレータ 本品は、ジェネレータ剤で、ルビジウム 81 を水酸化ルビジウムの形で、適当なカラムに充填した強酸性の陽イオン交換樹脂に吸着させ、これにクリプトン(^{81m}Ｋｒ)注射液及びクリプトン（^{81m}Ｋｒ）吸入用ガスを溶出させるために必要な装置及び不必要な被ばくを避けるための十分な遮へい装置を合わせたものである。 本品のカラムに５ｗ/ｖ%ブドウ糖注射液等の非電解質注射液を通じることによりクリプトン(^{81}mKr)注射液を、また、加湿した酸素又は空気を通じることによりクリプトン(^{81m}Ｋｒ)吸入用ガスを溶出することができる。 本品中に含まれるルビジウム 81 とクリプトン 81m が放射平衡にあるとき、本品の使用方法により本品から溶出されるクリプトン(^{81}mKr)注射液及びクリプトン(^{81}mKr)吸入用ガスは、定量するとき、検定日時において、ルビジウム 81 の表示された放射能の 80～120%を含む。 製法 本品は、適当なカラムに適当量の陽イオン交換樹脂を充填し、精製、滅菌した水酸化ルビジウム(^{81}Rb)液を加えて吸着させ、注射用水でよく洗った後、その他の装置と合わせ、ジェネレータ剤の製法により生成より製する。 溶出液試験 本品の使用方法により、本品から溶出されるクリプトン(^{81}mKr)注射液は、次に掲げる性状、確認試験、ｐＨ及び純度試験に適合する。 ⑴　性状　無色澄明の液である。 ⑵　確認試験　カンマ線測定法のＧｅ半導体検出器による測定法により試験を行うとき、0.190ＭｅＶにピークを認める。 ⑶　pH ３.０～6.５ ⑷　純度試験（異核種） 定量法で定量したクリプトン(^{81}mKr)注射液を５分間放置したものについて、カンマ線測定法のＧｅ半導体検出器による測定法の放射能の定量により放射線を測定するとき、検定日時において、クリプトン 81m 以外の放射能は総放射能の 0.1%以下である。 ⑸　定量法　クリプトン(^{81}mKr)注射液について、カンマ線測定法の電離箱による測定法の放射能の定量によ

	り、放射能を測定する。溶出放射能は、一定に達した際の測定値に補正係数を乗じて算出する。 補正係数＝$e^{\lambda \times \frac{\upsilon}{\alpha}}$ λ：クリプトン81mの崩壊定数（0.0533／秒） υ：「クリプトン(^{81}mKr)ジェネレータ」のルビジウム81吸着部位からクリプトン81mの放射能測定部位までの通過空間容積（ｍＬ） α：クリプトン81m溶出剤の注入速度（ｍＬ／秒）
溶出ガス試験 　本品の使用方法により、本品から溶出されるクリプトン(^{81}mKr)吸入用ガスは、次に掲げる 性状、確認試験及び純度試験に適合する。 ⑴（略） ⑵　確認試験　カンマ線測定法のＧｅ半導体検出器による測定法により試験を行うとき、0.190MeVにピークを認める。 ⑶　純度試験　定量法で定量したクリプトン(^{81}mKr)吸入用ガスを５分間放置したものについて、カンマ線測定法のＧｅ半導体検出器による測定法の放射能の定量により放射線を測定するとき、検定日時において、クリプトン81m以外の放射能は総放射能の0.1%以下である。 ⑷　定量法　クリプトン(^{81}mKr)吸入用ガスについて、カンマ線測定法の電離箱による測定法の放射能の定量により、放射能を測定する。溶出放射能は、一定に達した際の測定値に補正係数を乗じて算出する。 補正係数＝$e^{\lambda \times \frac{\upsilon}{\alpha}}$　λ：クリプトン81mの崩壊定数 (0.0533/秒) υ：「クリプトン(^{81}mKr)ジェネレータ」のルビジウム81吸着部位からクリプトン81mの放射能測定部位までの通過空間容積（ｍＬ） α：クリプトン81m溶出剤の注入速度（ｍＬ／秒）	溶出ガス試験 　本品の使用方法により、本品から溶出されるクリプトン(^{81}mKr)吸入用ガスは、次に掲げる 性状、確認試験及び純度試験に適合する。 ⑴（略） ⑵　確認試験　溶出液試験の確認試験を準用する。 ⑶　純度試験　溶出液試験の純度試験を準用する。 ⑷　定量法　溶出液試験の定量法を準用する。
7～28　（略）	7～28　（略）
29　塩化インジウム(^{111}Ｉｎ）注射液 （略） 確認試験 ⑵（略） ⑵　薄めたメタノール（17→20）を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、主放射能ピークは原点上にある。	29　塩化インジウム(^{111}Ｉｎ）注射液 （略） 確認試験 ⑴（略） （新設）

なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製する。	
⑶ （略）	⑶ （略）
ｐＨ	ｐＨ
（略）	（略）
純度試験	純度試験
⑴ 放射化学的異物　0.5mol/Ｌ塩化ナトリウム溶液を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、塩化インジウム（^{111}Ｉｎ）のスポット以外の放射能は薄層上の総放射能の１％以下である。 なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用セルロースを用いて調製し、水を入れた展開槽に入れ、下端から15cm以上の高さまで展開した後、風乾して使用する。	⑴ 放射化学的異物　0.5mol/Ｌ塩化ナトリウム溶液を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、塩化インジウム（^{111}Ｉｎ）のスポット以外の放射能は薄層上の総放射能の１％以下である（Ｒｆ=0.30～0.40）。 なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用セルロースを用いて調製する。
⑵ （略）	⑵ （略）
（略）	（略）
30～38　（略）	30～38　（略）
39　3－ヨードベンジルグアニジン（^{131}I）注射液	39　3－ヨードベンジルグアニジン（^{131}I）注射液
本品は、水性の注射剤で、ヨウ素131を３－ヨードベンジルグアニジンの形で含む。本品は、担体として、３－ヨードベンジルグアニジンを含む。本品は、定量するとき、検定日時において、ヨウ素131の表示された放射能の90～110％を含む。	本品は、水性の注射剤で、ヨウ素131を３－ヨードベンジルグアニジンの形で含む。本品は、担体として、３－ヨードベンジルグアニジンを含む。本品は、定量するとき、検定日時において、ヨウ素131の表示された放射能の90～110％を含む。本品の比放射能は、検定日時において、３－ヨードベンジルグアニジン１mgに対し111～185MBqである。
（略）	（略）
性状	性状
本品は、無色～淡黄色澄明の液である。	本品は、無色澄明の液である。
（略）	（略）
ｐＨ	ｐＨ
４.０～6.0	４.０～5.0
純度試験（放射化学的異物）	純度試験（放射化学的異物）
本品／ヨウ化ナトリウム溶液（1→10）混液（9:1）10μＬを薄層板に塗布し、メタノール／生理食塩液／アンモニア水𣞤混液（３６：４：１）を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、３－ヨードベンジルグアニジン（^{131}I）のスポット以外の放射能は、薄層上の総放射能の７％以下である。 なお、３－ヨードベンジルグアニジン（町）のスポットは、硫酸３－ヨードペンシルグアニジンの生理食塩液溶液（1→200）の適量を同様に展開し、紫外線（主に254nm）を照射したときのスポットにより確認する。 また、薄層板は薄層クロマトグラフィー用オクチルシ	ヨウ化ナトリウム0.5ｇ、ヨウ素酸ナトリウム1.0g及び炭酸水素ナトリウム5.0ｇに水を加えて溶かして1000mLとした液の適量を担体として、80vol%メタノール溶液を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、３－ヨードベンジルグアニジン（^{131}I）のスポット以外の放射能は、薄層上の総放射能の5%以下である。 なお、３－ヨードベンジルグアニジン（町）のスポットは、硫酸３－ヨードペンシルグアニジンの生理食塩液溶液（1→200）の適量を同様に展開し、チミン・１－ナフトール試液を噴霧して乾燥させ、もう一度噴霧して乾燥させた後、薄めた次亜塩素酸ナトリウム試液（１→５）

リル化シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製する。 （略） 40～49（略）	を噴霧したときの呈色により確認する。また、薄層板は薄層クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを用いて調製する。 （略） 40～49（略）

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇NTT 光技術で 2040 年度までに温室効果ガス排出量 実質ゼロ目標

＜NHK　2021 年 9 月 28 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210928/k10013279491000.html??utm_int=news-new_contents_latest_005

NTT グループは、2040 年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという新たな目標を設けます。

「IOWN」と呼ばれる光技術を使った次世代通信ネットワークで、電力の消費を大幅に減らすのが柱で、政府のカーボンニュートラルの目標時期より早い実現を目指します。

NTT は、これまで温室効果ガスの削減目標を掲げていませんでしたが、関係者によりますと、NTT ドコモや NTT 東日本、西日本などを含めたグループ全体の目標を初めてつくります。

目標では、2030 年度までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度と比較して 80％以上削減し、2040 年度までに実質ゼロにすることを目指します。

目標実現の柱とするのは、情報処理や通信を、電子ではなく、光技術で行う「IOWN」と呼ばれる次世代ネットワークです。

電力消費を 100 分の 1 に抑えるという特徴があり、この技術をデータセンターや基地局、通信機器などに導入、拡大していくことで、削減効果全体の 45％分を見込みます。

さらに、太陽光発電や風力発電などの活用も増やす方針で、2050 年までにとしている政府のカーボンニュートラルの目標時期よりも早い実現を目指すことにしています。

世界的にデジタル化が加速する一方で、急増するデータセンターなどでの電力消費をどう抑えていくかが課題となっていて、光技術の活用が広がる可能性もあります。

次世代通信ネットワーク「IOWN」とは

光技術を使った次世代通信ネットワークの IOWN は NTT が開発に力を入れている分野です。

基幹的な通信回線は、すでに光ファイバーを利用して“光”で通信していますが、IOWN では、さらに手元の端末までの情報伝達や処理にも“光”を用います。

実現すれば、まばたきする間に 2 時間の映画を 1 万本ダウンロードできるなど、今よりもはるかに高速、大容量の通信が可能になるとされています。

そして、もう一つの大きな特徴が消費電力が少ないことです。

電気信号を送る場合、エネルギーのロスが生じますが、光技術ではロスがほとんどなく、今の通信ネットワークの 100 分の 1 に抑えることができます。

NTT はまず、2025 年までにチップとチップの間の通信に光を使う技術を実用化し、その後、チップの中の情報処理も光で行う技術を開発する計画です。

情報通信分野の電力消費は

情報通信の分野では、あらゆる機器をインターネットでつなぐ IoT や、AI の活用が広がることでデータ通信量が今後大きく伸びると予想されています。

科学技術振興機構によりますと、2030 年の通信量は 2016 年と比べて 30 倍以上にのぼると試算しています。

これに伴って、電力消費も増えると予想されていて、科学技術振興機構の別の試算では、国内のデータセンター全体の電力消費は今の機器を使い続けた場合、2030 年には 2018 年の 6 倍余り、その後は増加幅がどんどん拡大し、2050 年には 850 倍になると見込んでいます。

NTT は、情報通信の分野だけでなく、製造業などでも光技術を使った半導体をパソコンなどの電子機器やロボットに使うことで、温室効果ガスの削減につながる可能性があるとみています。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度環境技術実証事業　実証対象技術の募集について

＜環境省　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/110040.html

実証対象技術の募集

令和４年度環境技術実証事業について以下のとおり、実証対象技術の募集を行います。

（１）募集する実証対象技術

・　水・土壌環境保全技術領域

（例：自然地域トイレし尿処理技術、有機性排水処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、水質汚染対策技術、土壌汚染対策技術等）

・　気候変動対策技術領域

（例：中小水力発電技術、地中熱利用システム技術、気候変動対策技術等）

・　自然環境保全技術領域

（例：自然地域トイレし尿処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、生物多様性確保技術、外来種対策技術等）

・　大気環境保全技術領域

（例：ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、大気汚染対策技術（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術、有害物質等）、生活環境保全技術（騒音・振動防止、光害対策、悪臭対策、大気排熱抑制）等）

・　資源循環技術領域

（例：資源・リサイクルに関する技術等）

・　環境測定技術領域

（例：VOC 等簡易測定技術、上記５つの領域に関する測定技術全般等）

※　原則、申請者が希望する領域において、実証します（希望する領域が不適当な場合を除きます。）。また、複数の領域にまたがる技術の場合は、複数の領域にまたがる技術として、実証することもできます。

（２）実証費用

実証に係る経費のうち、試験に係る費用等※1は申請者の負担、その他の費用※2は環境省の負担といたします。

※１　試験に係る費用等例：実証対象技術の試験実施場所への持込み・設置、実証対象技術の運転、試験終了時の実証対象技術の撤去・返送に要する費用、試験に伴う消耗品、実証機関の出張旅費、測定・分析費用等

※２　その他の費用例：実証計画作成費、検討会運営費、実証報告書等作成費、ETV ロゴ発行費用等

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の脱炭素化促進計画策定支援事業の採択について

＜環境省　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/110039.html

---

◇令和３年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の採択案件の決定について

＜環境省　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/109983.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の脱炭素化促進計画策定支援事業の採択について

＜経済産業省　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/110039.html

****

[8] ***その他省庁発表***

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第１号）

［官報］　令和３年９月27日　号外　第218号　9～13頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180009f.html

---

◇医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（厚生労働省告示第347号）

［官報］　令和３年９月27日　本紙　第582号　4～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927h00582/20210927h005820004f.html

---

◇学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第159号）

［官報］　令和３年９月27日　号外　第218号　71～73頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180071f.html

---

◇大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第160号）

［官報］　令和３年９月27日　号外　第218号　73～75頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210927/20210927g00218/20210927g002180073f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第70回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　10月４日、非公開

＜厚生労働省　2021年９月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wgUMfJyw2KU5aBhY

（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について

・福島労働局事案（３件）

・新潟労働局事案

・兵庫労働局事案

（２）その他

・「第４回 民間事業者による気候変動適応推進シンポジウム― TCFDにおける物理的リスクへの取組に向けて」オンライン開催のお知らせ　　10月22日

＜環境省　2021年９月27日＞　https://www.env.go.jp/press/110049.html

【第二部　気候変動影響・適応に関する最新の科学的知見】

【第二部　TCFDに関連する国の取組動向】

【第三部　民間企業によるTCFD取組事例】

********** 以上 **********